

秋自協第29号
令和2年12月11日

秋葉区自治協議会
委員推薦会議構成員 各位

秋葉区自治協議会委員推薦会議
座長 小林 俊介

令和2年度 第2回秋葉区自治協議会委員推薦会議の開催について
(書面協議)

このことについて、書面にて開催いたしますので、下記協議事項について別紙により回答をお願いいたします。

記

- 1 協議事項 秋葉区自治協議会 第8期委員改選について
- 2 回答期限 12月18日(金)までに、FAXまたは電子メールにて回答願います。

事務局：新潟市秋葉区役所 地域総務課
企画・地域振興グループ 友坂・神田橋
電話：25-5672 FAX：22-0228
電子メールアドレス：chiikisomu.a@city.niigata.lg.jp

秋葉区自治協議会推薦会議委員名簿

座長	小林 俊介	第1号委員	地域コミュニティ協議会選出者
職務代理	湯田 幸栄	第1号委員	地域コミュニティ協議会選出者
	蓮沼 美宣	第1号委員	地域コミュニティ協議会選出者
	田中 幸一	第1号委員	地域コミュニティ協議会選出者
	佐々木 富雄	第1号委員	地域コミュニティ協議会選出者
	佐藤 喜代一	第1号委員	地域コミュニティ協議会選出者
	本多 恵子	第2号委員	公共的団体等選出者
	荒井 武雄	第2号委員	公共的団体等選出者
	渡邊 彩	第3号委員	区長が必要と認める者（識者）
	島倉 美代子	第3号委員	区長が必要と認める者（公募）

推薦会議の役割について

【 役割 】 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。
(秋葉区自治協議会委員推薦会議運営要綱 第5条)

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 第1号委員（地域コミュニティ協議会選出）及び第2号委員（公共的団体選出）並びに第3号委員（区長が必要と認めた者）のうち、第2号委員を選出する団体を選考すること。
- (4) 第3号委員に該当する委員候補者を選考すること。
- (5) 選考した団体及び委員候補者を区自治協議会に推薦すること。



区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決により、委員候補者を決定するものとする。

(新潟市区自治協議会条例施行規則 第3条第4項)



区長は、委員の推薦にあたっては、上記の選出手続を経たうえで行うものとする。

(新潟市区自治協議会条例施行規則 第2条)



市長は、区長が推薦した者を委員として委嘱する。

(新潟市区自治協議会条例第2条第2項)

秋葉区自治協議会 第8期委員改選スケジュール

	自治協議会	推薦会議	事務局
12/11 (金)		第2回推薦会議（書面開催） ・委員構成、公募委員の人数、再任回数上限について ・公募委員の募集及び選考方法について	
12/20 (日)			・委員公募について区だより等掲載 ・公募委員受付開始
12/25 (金)	第9回自治協議会 ・推薦会議結果を報告		
1/上旬～			・団体に推薦依頼（第1号・2号委員） ・識者に就任依頼（第3号委員）
1/25 (月)			・公募締切
1/29 (金)	第10回自治協議会	（委員による採点期間）	
2/中旬		第3回推薦会議 ・公募委員の選考について ・公募以外の委員の選考について	
2/26 (金)	第11回自治協議会 ・委員候補者を審議、議決		・市長への推薦手続
3月中旬		第4回推薦会議 ・ <u>公募委員の選考について</u> ・ <u>公募以外の委員の選考について</u>	
3/27 (水)	第12回自治協議会 ・ <u>委員候補者を審議、議決</u>		・ <u>市長への推薦手続</u>

※部は、必要に応じて実施します。

第8期 秋葉区自治協議会 委員数、委員構成、任期について（案）

委員数	30名以内 (新潟市区自治協議会条例による)
公募委員	4名以内 (秋葉区自治協議会の委員の公募に関する要領による)
委員構成	
第1号委員	11名 (区内すべての地域コミュニティ協議会)
第2号委員	11名 (区内で公共的な活動を営む団体) ※ 選出団体 (案) 資料3-2のとおり ※ 団体からの委員選出が困難な場合は、事務局が同分野の団体に委員選出を依頼する。
第3号委員	8名 (区長が必要と認めた者) 有識者 3名、公募 4名、その他 1名
各号委員の再任回数上限	
第1号委員	原則2回 (通算6年)
第2号委員	原則2回 (通算6年)
第3号委員	原則2回 (通算6年) ただし、公募委員は1回 (通算4年) とする。 (新潟市区自治協議会運営指針による)
例外規定	上記を原則とするが、以下の場合は、上記に関わらず再任することができる。 ① 第1号・2号委員：選出団体が推薦した場合 ② 第3号委員：専門知識、経歴等に照らし他の者に替えがたいと認められる場合 (ただし、公募委員を除く)

第2号委員 選出団体(案)

委員資格及び 委員選出の際の留意事項等	第8期 委員構成		第7期 委員構成	
	(令和3年度～令和4年度)	委員数	(令和元年度～令和2年度)	委員数
(第1号委員) 地域コミュニティ協議会の選出者 区内のすべての地域コミュニティ協議会から、委員を選任する。	【選出団体】	36.7%	【選出団体】	36.7%
	・区内全コミ協	11	・区内全コミ協	11
(第2号委員) 公共的団体等の選出者 区内で公共的な活動を営む団体を委員の選出団体とすることができる。 なお、公共的団体等は法人格の有無を問わない。	【選出団体(案)】	36.7%	【選出団体】	36.7%
	・新津さつき農業協同組合	11	・新津さつき農業協同組合	11
	・新津商工会議所		・新津商工会議所	
	・小須戸商工会		・小須戸商工会	
	・新潟薬科大学		・新潟薬科大学	
	・特定非営利活動法人 ディンプルアイランド		・特定非営利活動法人 ディンプルアイランド	
	・新津青年会議所		・新津青年会議所	
	・秋葉区スポーツ協会		・秋葉区スポーツ協会	
	・秋葉区文化振興協会		・秋葉区文化振興協会	
	・秋葉区民生委員・児童委員連 絡協議会		・秋葉区民生委員・児童委 員連絡協議会	
	・秋葉区社会福祉協議会		・秋葉区社会福祉協議会	
	・支え合いのしくみづくり会議		・支え合いのしくみづくり会議	
(第3号委員) その他区長が必要と認めた者 区自治協議会推薦会議において、特に委員候補者として推薦の必要があると認め、区自治協議会の議決を経て、区長が推薦したものをいう。 区内(ただし、区長が特に認める場合は市内)に住所を有する個人	【構成委員】	10.0%	【構成委員】	10.0%
	・○○ ○○	3	金子洋二 (大正大学 准教授)	3
	・○○ ○○		渡邊彩 (新潟中央短期大学 講師)	
	・○○ ○○		花水真由美 (新津第三小学校地域教育 コーディネーター)	
・有識者 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、地域教育コーディネーター、旧首長・旧議員などの地方行政経験者、弁護士・税理士などの各種免許・資格等を有するなど客観的に認められる専門家 等				
・公募による者 区内の多様な意見の反映と会議運営の透明性の確保などのため、公募による者は必ず選任するものとする。	【構成委員】	13.3%	【構成委員】	13.3%
	・○○ ○○	4	伊藤直	4
	・○○ ○○		島倉美代子	
	・○○ ○○		須田渚	
	・○○ ○○		本田富義	
・その他 公民館などで実施している人財育成講座の受講者、公共的団体等で区内に従たる事務所しかない場合における、団体の構成員からの選出者 等	【構成委員】	3.3%	【構成委員】	3.3%
	・○○ ○○	1	大貫弘美	1
	計	30	計	30

委員資格及び 委員選出の際の留意事項等	第6期 委員構成 (平成29～30年度)		第5期 委員構成 (平成27～28年度)	
		委員数		委員数
(第1号委員) 地域コミュニティ協議会の選出者 区内のすべての地域コミュニティ協議会から、委員を選任する。	【選出団体】	36.7%	【選出団体】	36.7%
	・区内全コミ協	11	・区内全コミ協	11
(第2号委員) 公共的団体等の選出者 区内で公共的な活動を営む団体を委員の選出団体とすることができる。 なお、公共的団体等は法人格の有無を問わない。	【選出団体】	36.7%	【選出団体】	30.0%
	・新津さつき農業協同組合	11	・新津さつき農業協同組合	9
	・新津商工会議所		・新津商工会議所	
	・小須戸商工会		・小須戸商工会	
	・新潟薬科大学		・新潟薬科大学	
	・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22		・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22	
	・新津青年会議所		・新津青年会議所	
	・秋葉区体育協会		・秋葉区体育協会	
	・秋葉区文化振興協会		・秋葉区文化振興協会	
	・秋葉区民生委員・児童委員連絡協議会		・秋葉区民生委員・児童委員連絡協議会	
・秋葉区社会福祉協議会				
・支え合いのしくみづくり会議				
(第3号委員) 学識経験者 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、旧首長・旧議員などの区内に住所を有する個人を選任する。	【構成委員】	10.0%	【構成委員】	6.7%
	・東村里恵子 (新津図書館協議会委員)	3	・東村里恵子 (新津図書館協議会委員)	2
	・杉本昭彦 (元小須戸地区公民館長)		・杉本昭彦 (元小須戸地区公民館長)	
・井浦 博男 (小合中学校・小合東小学校地域教育コーディネーター)				
(第4号委員) 公募による者 区内の多様な意見の反映と会議運営の透明性の確保などのため、公募による者は必ず選任するものとする。	【構成委員】	13.3%	【構成委員】	16.7%
	・石山由美	4	・高塚俊郎	5
	・島倉美代子		・長橋修	
	・高塚俊郎		・原淳一	
・原淳一	・白井日出夫			
その他市長が必要と認めたる者 第1号～第4号までの委員資格に該当しないが、市長が特に必要と認めたる者を選任する。 区自治協議会設置時は、区内に公共的団体等の従たる事務所がないが、委員の選出団体とする必要がある場合に、区内に住所を有することを条件に当該団体の構成員から選出した者を対象とした。	【選出団体】	3.3%	【選出団体】	10.0%
		1	・秋葉区社会福祉協議会	3
			・PTA連合会秋葉支部	
・新潟市住みよい郷土推進協議会秋葉支部	・新潟市住みよい郷土推進協議会秋葉支部			
		30		30

委員資格及び 委員選出の際の留意事項等	第4期 委員構成 (平成25～26年度)		第3期 委員構成 (平成23～24年度)	
	【選出団体】	委員数	【選出団体】	委員数
(第1号委員) 地域コミュニティ協議会の選出者 区内のすべての地域コミュニティ協議会から、委員を選任する。	・区内全コミ協	11	・区内全コミ協	11
(第2号委員) 公共的団体等の選出者 区内で公共的な活動を営む団体を委員の選出団体とすることができる。 なお、公共的団体等は法人格の有無を問わない。	【選出団体】 ・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・秋葉区自治会・町内会長会 ・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22 ・新津青年会議所	7	【選出団体】 ・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・秋葉区自治会・町内会長会 ・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22 ・新津青年会議所	7
(第3号委員) 学識経験者 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、旧首長・旧議員などの区内に住所を有する個人を選任する。	【構成委員】 ・新藤幸生 (新潟市教育委員会社会教育委員) ・松澤豊枝 (民生委員児童委員) ・吉川久美子 (男女共同参画地域推進員経験者) ・荏原富士子 (新津地区公民館運営審議会委員) ・真野とみ (新津地区公民館運営審議会委員経験者)	5	【構成委員】 ・新藤幸生 (新潟市教育委員会社会教育委員) ・倉田弘則 (民生委員児童委員) ・吉川久美子 (男女共同参画地域推進員経験者) ・荏原富士子 (新津地区公民館運営審議会委員) ・白井巳致子 (男女共同参画地域推進員) ・真野とみ (新津地区公民館運営審議会委員経験者)	6
(第4号委員) 公募による者 区内の多様な意見の反映と会議運営の透明性の確保などのため、公募による者は必ず選任するものとする。	【構成委員】 ・板橋育夫 ・楠田久美子 ・小柴美樹 ・白井日出夫 ・富井智子	5	【構成委員】 ・杉崎明美 ・宇佐美高志 ・上杉国武 ・山岸博	4
その他市長が必要と認めたる者 第1号～第4号までの委員資格に該当しないが、市長が特に必要と認めたる者を選任する。 区自治協議会設置時は、区内に公共的団体等の従たる事務所がないが、委員の選出団体とする必要がある場合に、区内に住所を有することを条件に当該団体の構成員から選出した者を対象とした。	【選出団体】 ・秋葉区社会福祉協議会 ・PTA連合会秋葉支部	2	【選出団体】 ・秋葉区社会福祉協議会 ・PTA連合会秋葉支部	2
		30		30

委員資格及び 委員選出の際の留意事項等	第2期 委員構成 (平成21～22年度)		第1期 委員構成 (平成19～20年度)	
	【選出団体】	委員数	【選出団体】	委員数
(第1号委員) 地域コミュニティ協議会の選出者 区内のすべての地域コミュニティ協議会から、委員を選任する。	・区内全コミ協	11	・区内全コミ協	11
(第2号委員) 公共的団体等の選出者 区内で公共的な活動を営む団体を委員の選出団体とすることができる。 なお、公共的団体等は法人格の有無を問わない。	・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・秋葉区自治会・町内会長会 ・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22 ・新津青年会議所	7	・新津さつき農業協同組合 ・新津商工会議所 ・小須戸商工会 ・新潟薬科大学 ・秋葉区自治会・町内会長会 ・特定非営利活動法人ヒューマンエイド22 ・小須戸まち育て支援協議会	7
(第3号委員) 学識経験者 大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、旧首長・旧議員などの区内に住所を有する個人を選任する。	【構成委員】 ・片岡道夫 (5区自治協議会準備会委員) ・塩田明子 (民生委員児童委員) ・高橋綾子 (新潟市総合計画審議会委員経験者) ・佐藤清 (5区自治協議会準備会委員) ・白井巳致子 (男女共同参画地域推進員) ・関口文子 (新津図書館協議会委員)	6	【構成委員】 ・片岡道夫 (5区自治協議会準備会委員) ・小嶋孝代 (元新津市教育委員長) ・高橋綾子 (新潟市総合計画審議会委員経験者) ・佐藤清 (5区自治協議会準備会委員) ・佐藤奉子 (元小須戸町教育委員) ・佐藤弓槻子 (前小須戸地区民生委員児童委員協議会長)	6
(第4号委員) 公募による者 区内の多様な意見の反映と会議運営の透明性の確保などのため、公募による者は必ず選任するものとする。	【構成委員】 ・杉崎明美 ・長橋修 ・上杉国武 ・遠藤龍司	4	【構成委員】 ・浅間長子 ・石崎マツイ ・生野昭雄 ・遠藤龍司	4
その他市長が必要と認めたる者 第1号～第4号までの委員資格に該当しないが、市長が特に必要と認めたる者を選任する。 区自治協議会設置時は、区内に公共的団体等の従たる事務所しかないが、委員の選出団体とする必要がある場合に、区内に住所を有することを条件に当該団体の構成員から選出した者を対象とした。	【選出団体】 ・秋葉区社会福祉協議会 ・PTA連合会秋葉支部	2	【選出団体】 ・秋葉区社会福祉協議会 ・PTA連合会秋葉支部	2
		30	計	30

公募委員の募集及び選考について（案）

1 募集期間

令和2年12月20日（日）から令和3年1月25日（月）午後5時必着

2 周知方法

- ① 秋葉区役所だより12月20日号に公募委員の募集案内を掲載する。
- ② 秋葉区ホームページ、アキハスムフェイスブックに募集案内を掲載する。
- ③ 市役所、区役所、出張所に募集案内を掲示する。

3 選考方法

作文と活動歴を別紙評価表により審査する。

4 作文のテーマについて

下記の3つのテーマの中から選択する。（800字以上1,200字以内厳守）

- ① 「私が考える秋葉区の宝物（地域資源）の活かし方と自治協議会委員として取り組みたいこと」
- ② 「秋葉区の課題と自治協議会委員として取り組みたいこと」
- ③ 「秋葉区のまちづくりと自治協議会委員として取り組みたいこと」

評価表(案)

別紙

秋葉区自治協議会 公募委員【作文・活動歴】

選考委員氏名： _____

採点項目		応募者	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
作文 (各区分5点満点 計15点満点) ※ 1	○ 区民としての観点・立場が明確に表れているか ○ 問題意識を持ち、広く総合的な視点に立った議論が感じられるか											
	○ 表現、構成が適正であり、論点整理がされていて説得力があるか ○ テーマに相応しい内容・主張となっているか ○ 全体の結論がはっきりしていて、主張に一貫性があるか											
	○ 作文に秋葉区の特徴を盛り込んでいるか ○ 選択したテーマに関して独自性や優れた発想を絡めているか ○ 内容に実現性はあるか											
	小計											
活動歴 (5点満点) ※ 1	○ 提出された活動歴を見て、自治協議会の場で有効な議論が期待できるか											
	小計											
合計												
順位 ※ 2												

※ 1 採点項目に対する採点基準は以下のとおりとする。

作文の採点基準 5点：特に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る

活動歴の採点基準 5点：大いに期待できる 4点：期待できる 3点：普通 2点：あまり期待できない 1点：期待できない

※ 2 同点者がいる場合は、より良い方を上位者として順位付けをする。

※ 3 各委員の順位の総和が小さいものから順に4名までを選考します。推薦会議全体の集計で同順位者がいた場合は、合計点が高い者を選考する。さらに同点者がいた場合は、作文の点が高い者を選考する。

※ 4 合計点が10点以下は不採用とする場合がある。